

○芽室町議会基本条例

平成25年条例第27号

第3章 町民と議会との関係

(町民参加及び町民との連携)

第8条 議会は、議会の活動に関する情報公開、共有を徹底し、説明責任を十分に果たし、町民が議会活動に参加する機会を確保します。

2 議会は、本会議及び委員会並びに全員協議会（以下「議会の諸会議」といいます。）の日程及び内容は、事前に町民に周知するとともに、審議過程及び結果についても情報を公開し、共有します。

3 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度や公聴会制度を十分に活用し、町民の意向及び学識経験者等の専門的かつ政策的識見等を議会の意思決定に反映します。

4 議会は、請願、陳情を町民による政策提案と位置付け、審査においては、提案者の意見を聴く機会を確保します。

5 議会は、議会報告と意見交換会を毎年開催するなど、広く町民の意見を聴取する機会を確保し、議会、議員による政策提案を行います。

第5章 議員相互の討議

(自由討議による合意形成)

第16条 議会は、議員による討議の場であり、議員相互の討議を中心に運営します。

2 前項の規定に基づき、本会議及び議会の諸会議への町長等に対する出席要請は、必要最小限に留めるものとし、議員間で活発な討議を行います。

3 議会は、委員会における委員外議員が発言できる機会を保障します。

4 議会は、本会議及び委員会において、議員提出議案、町長提出議案及び請願並びに陳情等を審議し結論を出す場合には、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たします。

5 議員は、条例、意見書等の議案の提出を積極的に行うように努め、議員相互の討議により議論を尽くして合意形成を行います。

○芽室町議会会議条例

平成 24 年 12 月 25 日条例第 32 号

第 10 章 請願

(請願書の記載事項等)

第92条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所（法人の場合にはその所在地）を記載し、請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

3 請願書の提出は、平穏になされなければならない。

(請願の紹介の取消し)

第 93 条 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 前項の許可を求めようとするときは、文書により請求しなければならない。

(請願文書表の作成及び配布)

第 94 条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

3 請願者数人連署のものは、ほか何人と、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは、ほか何件と記載する。

(請願の委員会付託)

第 95 条 議長は、第 40 条第 1 項の規定にかかわらず、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、会議に付した請願で常任委員会に係るものは、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 会議に付した請願の委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

3 請願の内容が 2 以上の委員会の所管に属する場合は、2 以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(紹介議員の委員会出席)

第 96 条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(請願の審査報告)

第 97 条 委員会は、請願について審査の結果を、次の区分により議長に報告しなければならない。

(1) 採択すべきもの

(2) 不採択とすべきもの

(3) 一部採択とすべきもの

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 採択すべきものと決定した請願で、町長その他の関係執行機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(陳情書の処理)

第 98 条 陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

第8章 議会運営委員会

(議会運営委員会)

第32条 会期中に定例会議及び臨時会議を招集する際は、議会運営委員会を開催し、執行機関から付議事件の概要について報告を求め、所要の協議を行い、本会議における議事日程、委員会付託の有無等を協議するものとする。

2 議長は、議会運営委員会の委員にならないものとする。

3 議会運営委員会は、議会運営に関する諸般の協議を目的として、おおむね次に掲げる事項について協議する。

(1) 議会の運営に関すること。

ア 会期の取扱い

イ 会期中における会議日程

ウ 議事日程

エ 議席の決定及び変更

オ 発言の取扱い（発言順序、発言者、発言時間等）

カ 議事進行の取扱い

キ 説明員の出席の取扱い

ク 議事堂の各施設の取扱い

ケ 議長、副議長の選挙の取扱い

コ 一般質問の取扱い

サ 緊急質問の取扱い

シ 文書質問の取扱い

ス 特別委員会設置の取扱い

セ 委員会の構成の取扱い

ソ 議長、副議長及び議員の辞職の取扱い

タ 休会の取扱い

チ 議会内の秩序の取扱い

ツ 議案の取扱い

テ 動議の取扱い（修正動議を含む。）

- ト 議員及び委員会提出議案（条例、意見書、決議等）の取扱い
- ナ 長の不信任決議の取扱い
- ニ 議員の資格の取扱い

又 特殊な請願及び陳情の取扱い

- ネ その他議会運営上必要と認められる事項
- (2) 議会及び委員会に関する条例、規則等に関すること。
- ア 会議条例、委員会条例等の制定及び改正
 - イ 議会会議条例等運用規則等の制定及び改正
 - ウ その他議会に関する条例、規則、要綱その他これに類する規程の制定、改正等
- (3) 議長の諮問に関すること。
- ア 議会の諸規程の制定、改正等
 - イ 常任委員会間の所管の調整
 - ウ 慶弔等
 - エ 議員派遣
 - オ 調査機関の設置
 - カ その他議長が必要と認める事項
- (4) めむろ議会だよりの発行、議会ホームページ等に関すること。
- 4 議会運営委員会の開催結果及び議会運営委員会で決定した議会の運営に関する事項等については、速やかに全議員に周知するものとする。
- 5 議会運営委員会で決定した事項については、議員はこれを順守しなければならない。

第11章 請願及び陳情

(請願及び陳情)

- 第35条 請願及び陳情の受理番号は、議員の任期中において通し番号とする。
- 2 議長は、請願を紹介する議員（以下「紹介議員」という。）にならないものとする。また、当該事項を所管する委員会の委員長についても、同様とする。
- 3 当該事項を所管する委員会の委員が、2人以上紹介議員となることはできないものとする。
- 4 会期中において、請願及び陳情が既に議決した請願及び陳情の内容と同

一のものについては、「みなし採択」又は「みなし不採択」として取り扱う。
ただし、必要がある場合は、議決することができる。

5 金額、率又は数値を限定、あるいは明示した請願及び陳情を議長が受理するに当たっては、議長は金額、率又は数値を限定、あるいは明示しないよう請願及び陳情の提出者並びに請願の紹介議員に措置させるものとする。
なお、これに従わない場合は、議長は請願及び陳情を受理しないものとする。

6 請願及び陳情の内容が数項目にわたる場合で、採択できる項目については、その項目を取り上げて、「一部採択すべきもの」として採決することができる。

7 芽室町民でない者からの陳情及び請願並びにこれに類する要請書等が提出された場合の取扱いは、系統町村議会議長会からの意見書の提出要請を除き、提出された陳情、請願、これに類する要請等の写しを全議員へ配布するものとする。

8 請願及び陳情を議決したときは、その結果を請願及び陳情の提出者に通知する。

9 請願及び陳情の提出者が、請願及び陳情を取り下げようとする場合は、陳情及び請願取下申出書（第4号様式）を議長に提出しなければならない。

10 請願及び陳情の訂正については、原則としてこれを認めないものとする。

11 委員会付託を省略して本会議で審査する請願については、必要に応じて、紹介議員に説明をさせることができるものとする。

12 議案に関連する請願及び陳情については、請願及び陳情の審査の有無にかかわらず、当該議案の可決又は否決の決定により、「みなし採択」、「みなし不採択」と決定するものとする。

第15章 参考人

（参考人）

第40条 参考人の出席を求める場合は、あらかじめ本人の了承を得ておくものとする。

2 請願、陳情等の審査に際し、必要がある場合は、提出者に参考人として説明を求めることができる。また、請願、陳情等の提出者が、委員会等における審査の際に、特に発言等を求めた場合は、この発言等を認めなければ

ならないものとする。